

「金融改革プログラム」進捗状況（平成18年度末）

検討項目	実施内容
I. 活力ある金融システムの創造 (1) 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底	
◇ 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	
金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	<p>【金融商品・サービスの販売チャネルの拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（幅広い金融商品・サービスに対する包括的・横断的法制の整備）（18年6月7日） <p>【銀行代理店制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立（17年10月26日、18年4月1日施行） <p>【銀行等が販売可能な保険商品の範囲の拡大等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」の施行（17年12月22日）
保険商品の多様化と価格の弾力化の推進	<p>【保険会社の自己責任原則に基づく商品開発・管理の態勢整備の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） <p>【第三分野商品について、当局の商品審査基準の一層の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年4月28日） <p>【保険料のうち保険数理に直接関係しない部分の審査の簡素化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法施行規則」等の改正（18年2月13日、18年4月1日施行）
公正な競争を促す適正な比較広告の容認	<p>【保険契約の販売・勧誘時に説明すべき事項の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年2月28日） ・保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」の公表（18年6月19日）
銀行等の参入形態の多様化等	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（銀行業への新規参入の取扱いを明確化）（17年10月28日）
金融機関の店舗等施設の有効活用	<p>【金融機関が営業用不動産の賃貸等を行う際の具体的な判断基準の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年6月30日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日）
不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充	<p>【金融機関全般への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との毎月の意見交換会において要請（17年4月～19年3月） ・「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」において要請（17年12月13日、18年12月11日） ・「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」において要請（18年2月27日、19年3月5日） <p>【「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間とりまとめ）」及び「再チャレンジ支援総合プラン」を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（18年6月～19年3月） <p>【中小・地域金融機関への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）」の策定・公表（17年3月29日） ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、中小企業金融の円滑化のため、担保・保証に過度に依存しない融資の推進等を要請 <p>【「新たなアクションプログラム」に基づき、担保・保証に過度に依存しない融資の推進も含めた中小企業金融の円滑化等に向けた取組みを実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表（17年10月26日） ・地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催（17年11月～18年2月、18年10月～12月） ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）』の進捗状況について」の公表（18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日）

検討項目	実施内容
<p>不動産担保・保証に過度に依存しない資金調達手法の拡充（続）</p>	<p>【包括根保証の禁止等を内容とする民法の改正を踏まえ、適切な対応等を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（17年3月） <p>【債権譲渡特例法の改正を踏まえ、動産担保等の適切な活用を金融機関に要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との意見交換会において要請（17年7月、9月、10月） <p>【制度整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1の柱（最低所要自己資本比率）に関する告示改正案の公表（一定の要件を満たす動産担保に対する信用リスク削減効果の付与）（18年12月27日） ・金融検査マニュアルの改訂（適正な管理が行われている動産・債権について、一般担保としての例示に追加）（19年2月16日） ・「電子記録債権法」の国会提出（19年3月13日）
<p>市場参加者のニーズに応え、健全な競争と新しいビジネスの開拓を促すための現行規制の総点検及び規制緩和の推進（金融商品・サービスや金融機関・ノンバンクに対する規制のあり方の見直し等）</p>	<p>【現行規制の総点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現行規制に係るご意見一覧」の公表（17年9月16日） <p>【規制緩和の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（いわゆるE文書法）」の施行（信用金庫における計算書類、定款、総会・理事会の議事録、会員名簿の電磁的方法による作成・備置きを認めIT化に対応）（17年4月1日） ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立に伴う関係政省令の改正（従属子会社の要件緩和、銀行の店舗の営業時間に係る規制の緩和）（18年3月30日、18年4月1日施行） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（業規制について規制改革を行うって包括化・横断化した上で柔軟化等）（18年6月7日） ・信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立（18年12月8日） <p>【ノンバンクに対する規制のあり方の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の成立（18年12月13日）
<p>◇ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底</p>	
<p>「投資サービス法（仮称）」の制定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（幅広い金融商品・サービスに関する包括的・横断的な法制を整備し、「証券取引法」の名称を「金融商品取引法」に変更）（18年6月7日）
<p>根拠法の無い共済の契約者保護ルールの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法等の一部を改正する法律」の成立（17年4月22日、18年4月1日施行）
<p>保険契約における適合性原則の遵守</p>	<p>【保険商品の購入時に契約者が留意すべき事項の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険文化センター・日本損害保険協会において、「保険契約にあたっての手引」を公表（18年1月23日） <p>【保険契約における適合性原則の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（19年2月22日）
<p>保険広告表示のモニタリングの強化等</p>	<p>【保険会社の広告審査体制の充実を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年2月28日）
<p>保険契約者保護制度の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法等の一部を改正する法律」の成立（17年4月22日、18年4月1日施行）
<p>製販分離における業者の説明責任、販売責任の明確化</p>	<p>【業者の説明責任、販売責任の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（業者の行為規制について包括化・横断化した上で柔軟化、金融商品販売法を拡充）（18年6月7日） <p>【顧客保護措置を含む銀行代理店制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立（17年10月26日、18年4月1日施行）

検討項目	実施内容
金融商品・サービスにおける情報の有用性に配慮しつつ、情報の適正な保護を図る具体的な個人情報保護ルールの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護のガイドライン・実務指針・施行規則の施行(17年4月1日)
偽造カード犯罪等の金融犯罪防止のための対策の強化・徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ最終報告書」の公表(17年6月24日) ・上記報告書を踏まえ、各金融関係団体に対し予防策・抑止策を要請(17年7月8日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(ATMシステムのセキュリティ対策に関する着眼点、監督対応の明確化)(17年10月28日、17年12月22日) ・関係省庁・業界団体による金融機関防犯協議会の設置(17年12月6日) ・犯罪手口に係る情報等を金融機関に対して速やかに提供する情報連絡体制の構築(18年1月24日) ・「預貯金者保護法」の施行(18年2月10日) ・「情報セキュリティに関する検討会」の実施(18年3月～6月)および「情報セキュリティに関する検討会」の概要について公表(18年7月13日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(ATMシステムやインターネットバンキングのセキュリティ対策に関する内部管理態勢の整備等に係る着眼点の明確化)(19年1月23日) ・「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」を公表(19年3月1日)
◇ 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	
「金融サービス利用者相談室」の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の開設(17年7月19日) ・相談室における相談等の四半期別受付状況等の公表(17年10月27日、18年1月31日、18年4月27日、18年7月31日、18年10月31日、19年1月31日)
裁判外紛争処理制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会において、参加団体等における裁判外紛争処理に係る取組みについての意見交換等を実施(17年6月3日、17年10月27日、18年6月23日、18年12月6日) ・「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(ADR法)」等に関して、内閣官房、法務省が提供する情報を当庁所管の業界団体に提供(17年10月27日、18年12月6日)
利用者のライフサイクルに応じ、身近な実例に即した金融経済教育の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等への「金融庁後援」名義の付与(38件)(17年4月～19年2月) ・「金融経済教育懇談会」において、「金融経済教育に関する論点整理」を公表(17年6月30日) ・内閣府、文部科学省、日本銀行との間で「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」を設置(17年7月7日) ・小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂(17年12月15日) ・金融経済教育に関するシンポジウムの開催(17年12月17日、18年1月28日、19年1月13日) ・全国の財務局・財務事務所において現場教師との懇談会を順次実施(18年4月～19年3月) ・金融庁ホームページを改訂し、子供向けコンテンツの導入を図るとともに、金融関係団体等へのリンクを実施(18年5月11日) ・学校における金融経済教育を一層推進するため、文部科学省に対し文書で、学校教育の中での取組み強化及び学習指導要領における記述の充実を要請(18年9月25日) ・高校3年生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を改訂し、全国の高校に加え一般向けに広く配布(10万部)(19年3月) ・中学・高校生向け副教材「わたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、①中学校向け生徒用パンフレット、②高校向け生徒用CD-ROMを作成し、全国の中学・高校に配布(19年3月)

検討項目	実施内容
行政における利用者の目線に立った広報の充実	<p>【金融行政アドバイザーの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各財務(支)局において、金融行政アドバイザーを委嘱(17年9月14日)し、広報・広聴活動を実施 ・各財務(支)局の金融行政アドバイザー代表者と金融庁幹部との意見交換会を実施(18年2月23日、19年1月18日) ・各財務(支)局の金融行政アドバイザーによる金融行政等に関する意見の概要等を公表(18年4月26日、19年1月29日) <p>【ホームページの改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部コンサルティングを活用し、金融庁ホームページを段階的に全面改訂(17年4月1日、18年3月4日) ・高齢者や障害をもっている方などが、金融庁ホームページを利用しやすいように、ウェブ・アクセシビリティ支援ツールを導入(18年4月3日)
利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者満足度向上に向けた懇談会」における議論の概要を公表(17年8月9日) ・上記結果を踏まえ、「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立について」を发出・要請(17年8月10日、18年8月11日) ・「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて(平成17年度)」を公表(18年10月26日)
◇ ペイオフ解禁拡大の円滑な実施	
政策広報等を通じた制度の周知及び情報提供の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・各事務年度の初めに、預金保険制度に係る広報活動要領を各財務局等に送付し、広報活動の実践を要請(17年7月22日、18年8月1日) ・預金保険制度のパンフレット・ポスターを作成し、各財務局等を通じ全国の地方公共団体等へ配布(17年9月～19年3月) ・各財務局等に対する預金保険制度の研修を実施(17年12月、18年1月、19年2月)
金融機関による情報開示の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立(中間ディスクロージャー制度導入による開示の充実)(17年10月26日、18年4月1日施行) ・銀行法施行規則等の改正(開示の充実)(18年3月30日、4月1日施行)
検査・監督等を通じた金融機関の名寄せ等の対応確保	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄せデータの精度の維持・向上を図るため預金保険機構と連携し、データ整備のための留意事項等につき、金融機関に対し周知徹底(17年4月28日、18年4月28日) ・預金保険機構と連携して検査を実施(17年4月～)
(2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備	
◇ ITの戦略的活用	
技術革新の成果を積極的に享受し、金融インフラの利便性とコスト競争力の向上を実現するためのe-バンキングに関する法制の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子記録債権法」の国会提出(19年3月13日)
金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関IT活用状況実態把握アンケート」結果の公表(17年9月30日) ・金融機関のITの戦略的活用について、実務家との意見交換を実施(17年10月～) ・「ITの戦略的活用の推進に関するシンポジウム」を実施(19年1月～3月)
◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上	
「投資サービス法(仮称)」の制定(再掲) 集団投資スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立(集団投資スキームに関する包括的な定義等を導入)(18年6月7日)
適格機関投資家の範囲の見直し等、私募市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立(募集の判定に当たり勧誘者数から除外する適格機関投資家の数の制限の撤廃)(18年6月7日)

検討項目	実施内容
<p>長期投資の促進に向けた証券税制の見直し等、金融資産の有効活用に資する金融税制改革の一層の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度税制改正に当たり、株式投資優遇税制の拡充・期限延長、金融商品課税の一体化、特定口座制度の改善等の金融税制に係る要望を関係当局に提出（17年8月31日） ・特定口座制度の改善等の税制措置が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する等の法律」の成立（18年3月27日） ・19年度税制改正に当たり、現行証券税制（上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率）の拡充・継続、金融商品課税の一体化等の金融税制に係る要望を関係当局に提出（18年8月31日） ・上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長（1年）等の税制措置が盛り込まれた「所得税法等の一部を改正する法律」の成立（19年3月23日）
<p>財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立（親会社等状況報告書）（17年6月22日。18年4月1日以降に開始する事業年度から適用） ・「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等の施行（上場会社の親会社等に親会社状況報告書の提出を義務付け）（17年12月1日） ・企業会計審議会内部統制部会が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」を公表（17年12月8日） ・企業会計基準委員会（ASBJ）が「四半期財務諸表の作成基準に関する論点整理」を公表（17年12月27日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（財務報告に係る内部統制の評価及び監査並びに四半期開示の義務化）（18年6月7日。20年4月1日以降に開始する事業年度から適用） ・企業会計審議会が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」を公表（19年2月15日） ・企業会計基準委員会（ASBJ）が「四半期財務諸表に関する会計基準及び四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表（19年3月14日） ・企業会計審議会が「四半期レビュー基準の設定について」を公表（19年3月27日）
<p>監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック（公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士・監査審査会において、日本公認会計士協会が行った品質管理レビューの審査を238件実施するとともに、監査事務所に対する検査を27件実施（17年4月～19年3月） ・監査基準等を改正（監査に関する品質管理基準の設定）（17年10月28日） ・「4大監査法人の監査の品質管理について」の公表（審査・検査結果の概要）（18年6月30日） ・「公認会計士法等の一部を改正する法律案」の国会提出（19年3月13日） ・「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表（審査・検査結果の概要）（19年3月16日）
<p>課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等</p>	<p>【課徴金制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行（不公正取引及び発行開示書類に関する課徴金制度）（17年4月1日） ・「証券取引法の一部を改正する法律」の施行（継続開示書類に関する課徴金制度）（17年12月1日） <p>【課徴金制度の導入に向けた体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室等を設置（17年4月1日） <p>【課徴金の対象行為の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（顧客による見せ玉等売買の申込み行為及び証券会社の自己の計算における見せ玉等売買の申込み行為による相場操縦を新たに課徴金の対象化）（18年6月7日、18年7月4日施行）、同（虚偽の四半期報告書の提出を新たに課徴金の対象化）（18年6月7日。20年4月1日以後に開始する事業年度より適用）

検討項目	実施内容
<p>課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等（続）</p>	<p>【市場監視体制の一元化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券取引法の一部を改正する法律」の施行（証券会社等に対する検査権限を証券取引等監視委員会に一元化）（17年7月1日） ・「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権を関東財務局から証券取引等監視委員会に移管）（17年7月1日） <p>【課徴金制度のための体制強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会事務局を2課3室体制から5課1官体制に再編するとともに、「課徴金調査・有価証券報告書等検査室」を「課徴金・開示検査課」に改組（18年7月1日） <p>【日本証券業協会との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会に対し、売買管理体制の整備や新規公開株の配分方法等について検討を要請 ・上記を踏まえ、日本証券業協会が売買管理体制の整備に係る理事会決議を制定（17年12月6日）、新規公開株の配分方法等に係る理事会決議の一部を改正（18年1月17日） ・「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会 論点整理」を公表（18年6月30日）し、①市場仲介者としてのオペレーションの信頼性の向上、②発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮、③投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮、④市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持、について日本証券業協会に自主規制規則等の検討を要請 ・上記を踏まえ、日本証券業協会より「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた本協会の取組について」において各検討項目の行動計画等を公表（18年9月19日） <p>【投資信託協会との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託協会に対し、①会員の法令順守状況等把握、法令違反事例の周知徹底、研修等の充実、②指導を行うための体制整備、③ファンドマネージャーに関する自主規制ルール作成を要請 ・上記を踏まえ、①、②について投資信託協会が定款を改正（18年3月1日）、③について「役員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定を作成する上での留意事項を制定（18年11月17日）
<p>◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進</p>	
<p>財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」の発出・要請（17年10月7日）
<p>金融機関の取締役の資質に関する規定（Fit and Proper原則）の具体的な着眼点の明確化</p>	<p>【金融機関の取締役の資質に関する規定の監督上の着眼点の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正（18年3月31日）
<p>社外取締役、監査役、保険計理人等によるガバナンスの実効性確保</p>	<p>【社外取締役、監査役、保険計理人等による経営管理（ガバナンス）に関する監督上の着眼点及び監督手法の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）
<p>金融業界自身による行動規範（code of conduct）の確立に向けた検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全銀協が銀行の基本的な行動規範を定めた「行動憲章」を制定（17年11月22日）
<p>金融機関の内部監査を充実させるためのオフサイトモニタリングの実施</p>	<p>【オフサイトモニタリングの一環として内部監査ヒアリングの実施を規定】</p> <p>【金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）
<p>金融機関のガバナンスに対する監督上の着眼点の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年7月15日） ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定（17年8月12日） ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定（17年10月28日） ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（17年12月22日）

検討項目	実施内容
市場規律の発揮に向けた金融機関の情報開示の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(ストレステストの概要等についての開示を拡充)(17年8月12日) ・「銀行法等の一部を改正する法律」の成立(中間ディスクロージャー制度導入による開示の充実)(17年10月26日、18年4月1日施行) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(情報開示に関する着眼点の明確化)(17年10月28日) ・銀行法施行規則等の改正(開示の充実)(18年3月30日、4月1日施行)
金融機関のCSRに対応した取組みの促進	<p>【金融機関のCSRについて、情報開示を行う場合の着眼点等を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正(17年7月15日) ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日) ・「金融機関のCSR事例集」の公表(18年3月31日)
財務状況のみならず、様々な観点からの検査における評価制度の導入等によるメリハリの効いた効果的・選択的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査評価制度」の策定(17年7月1日) ・「金融検査評価制度」の試行開始(18年1月～) ・「金融検査評価結果の分布状況について」の公表(18年11月15日) ・「金融検査評価制度施行後における検査について」の公表(18年12月26日) ・「金融検査評価制度に関するQ&A」の公表(19年3月30日)
公的資金(優先株等)の処分についての考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的資金(優先株式等)の処分の考え方について」の公表(17年10月28日)
戦略的視点(公的資金注入のガバナンスのあり方を含む)に立った金融専門人材の確保・養成(当局と民間との連携による「人材プール」の構築等)	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体と連携し、「人材ネットワーク」の基本スキームを構築(17年8月26日)
バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査・監督当局の体制整備	<p>【ルール・態勢の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅡ第1の柱(最低所要自己資本比率)に関する自己資本比率告示を制定(18年3月27日) ・「バーゼルⅡに関するQ&A」を公表(18年3月31日、7月28日、12月27日、19年3月23日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施への対応)(18年3月31日) ・バーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(18年12月26日) ・バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)に関する告示を制定(19年3月23日公布、3月31日施行) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正(バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)の実施への対応)(19年3月23日公布、3月31日施行) ・バーゼルⅡにおいて利用可能な適格格付機関の認定及び格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係(マッピング)を決定(18年3月31日。最終結果を19年3月30日に公布、3月31日施行) <p>【検査・監督当局の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バーゼルⅡ推進室」の設置(17年4月1日) ・統合的にリスクを管理している金融機関の検査において、統合的なリスク管理態勢の重点的な検証を実施(17年4月～) ・「バーゼルⅡ検査準備室」の設置(18年7月25日)
銀行勘定における金利リスク等、自己資本比率の算定に含まれないリスクの適切なモニタリング等	<ul style="list-style-type: none"> ・「バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施方針について」を公表(17年11月22日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正(バーゼルⅡ第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の実施への対応)(18年3月31日) ・信用集中リスクに係るモニタリング実施(18年3月～) ・銀行勘定の金利リスク(アウトライヤー基準)に関する報告様式の整備(19年3月30日)

検討項目	実施内容
検査・監督当局による効率的なモニタリングの実施(検査・監督当局の更なる連携強化等)	<p>【検査・監督連携会議の開催について明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定(17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日) <p>【業態・テーマ毎の検査・監督連携会議の設置・開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記監督指針を踏まえ、業態・テーマ毎に検査・監督連携会議を設置・開催(17年8月30日、18年9月8日) <p>【業態ごとの監督方針の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小・地域金融機関向け監督方針」の策定(17年7月28日、18年8月9日) ・「証券会社向け監督方針」の策定(17年10月4日、18年8月30日) ・「主要行等向け監督方針」の策定(18年8月9日) <p>【定例報告書の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関から徴求している定例報告書を見直し不要なものを廃止(17年4月12日) ・上記結果を政策評価を通じて公表(17年8月31日)
貸出債権市場の活性化(不良債権のプライシング機能の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請(17年6月30日) ・「日本ローン債権市場協会」が、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表を開始(17年9月5日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月、10月) ・「日本ローン債権市場協会」が「シンジケーション取引におけるオペレーション側面に関する考察」を公表(18年3月1日)
早期事業再生の取組み強化(事業再生の可能性の早期見きわめ)	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行に対し、リスク管理高度化計画において、企業再生に係る取組方針等を記載するよう要請(17年6月30日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・企業再生に係る取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月～4月、18年10月) ・「私的整理に関するガイドライン研究会」が、「私的整理に関するガイドライン」を改正(17年11月4日)
オフバランス化ルールやDES等の新たな金融手法への対応についての検討	<p>【「2年3年ルール」「5割8割ルール」を廃止するとともに、オフバランス化に関する監督上の着眼点を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会との定期協議会を実施(17年6月23日、18年1月30日、19年3月7日) ・検査官研修を実施(17年7月～8月、18年7月～8月) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(17年10月28日)
バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対しリスク管理高度化のための計画の策定を要請	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼルⅡ導入を踏まえ、主要行に対し、リスク管理高度化計画の策定を要請(17年6月30日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月、18年10月)
大口与信管理態勢や債務者企業の再建計画の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・通常検査において重点的に検証を実施(17年4月～)
主要行の自己査定と検査結果の格差に係る業務改善命令の発動等	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行の自己査定と検査結果の格差に関し、検査・監督に活用するとともに、必要に応じ業務改善命令を適時適切に発出(17年4月～)

検討項目	実施内容
繰延税金資産の自己資本への算入適正化ルールの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化につき、銀行及び銀行持株会社の自己資本比率告示を改正(17年12月5日)
証券会社の自己資本規制の算定方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国際的に活動する金融商品取引業者（現証券会社）グループ」の監督指針案（自己資本の適切性について規定）の検討（18年9月～）
保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> 【新しい保険商品（第三分野）に係る責任準備金積立ルール等】 ・ 保険業法施行規則等の一部改正（18年4月28日） 【ソルベンシー・マージン比率の見直し】 ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チームの立ち上げ（18年11月20日）
信託業務の健全性ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正（新規参入状況や照会等を踏まえた改正）（18年4月28日）、同（信託引受審査体制の整備等）（18年7月19日） ・ 信託業法の見直しを含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の成立（18年12月8日）
<p>（3）国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化 ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築</p>	
金融のグローバル化に対応した金融法制の整備の検討、ヘッジファンドへの対応についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 【金融のグローバル化に対応した金融法制の整備】 ・ 金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において検討を開始（19年3月23日） 【ヘッジファンドへの対応】 ・ 「ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点」の公表（17年12月13日） ・ 「ヘッジファンド調査（2006）の結果」の公表（19年3月15日） ・ 「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（集団投資スキームに関する包括的な定義等を導入、特例業務届出制度の創設）（18年6月7日）
金融グローバル化の検査・監督や業態横断的な問題の処理、新たな取引形態・商品の登場に対応可能な検査・監督体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融グローバル化監督指針」の策定(17年6月24日) ・ 新たな取引形態・商品の登場に対応して研修内容を見直し、検査官研修を実施(17年7月～18年1月、18年7月～19年1月) ・ 検査・監督連携会議の開催(17年8月30日、18年9月8日) ・ グローバル化室の府令室への格上げ及び専任職員の配置を実施(18年7月1日) ・ 「金融グローバル化監督指針」の改正（18年7月31日）
貸出債権の流動化・証券化を促進するためのインフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要行に対し、リスク管理高度化計画において、市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を記載するよう要請(17年6月30日) ・ 「日本ローン債権市場協会」が、貸出債権の格付・年限別のプライシング情報の公表を開始(17年9月5日) ・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(リスク管理ヒアリング実施の規定)(17年10月28日) ・ 市場型間接金融の適切な使用に関する取組方針等を含めた、各主要行のリスク管理高度化計画の進捗状況等についてヒアリングを実施(17年10月、18年3月、10月) ・ 「日本ローン債権市場協会」が「シンジケーション取引におけるオペレーション側面に関する考察」を公表（18年3月1日）
市場参加者のニーズを踏まえたデリバティブ市場等の活性化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融先物取引法の一部を改正する法律」の施行(17年7月1日) ・ 「証券取引法等の一部を改正する法律」等の成立（デリバティブ取引に関する幅広い定義を導入）（18年6月7日）

検討項目	実施内容
<p>中小企業向けの証券市場の機能強化 (グリーンシート市場の制度整備や周知徹底等)</p>	<p>【制度整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法等改正関係政令・府令の施行(グリーンシートの位置付けの明確化)(17年4月1日) ・日本証券業協会が改正日本証券業協会規則を施行(グリーンシートにおける適時開示の規則化)(17年4月1日)、同(グリーンシートにおける区分指定条件の整備)(18年4月1日) <p>【周知徹底等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンシート及び証券仲介業制度に関する説明会の開催(東京・大阪・名古屋)(17年6月8~10日) <p>【地方証券取引所等による市場活性化等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌証券取引所が「有価証券上場規程」等を改正(17年12月8日施行) ・福岡証券取引所が「有価証券上場規定」等を改正(18年6月1日施行)
<p>新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「退職給付に係る会計基準」を一部改正(17年3月16日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「ストック・オプション等に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」を公表(17年12月27日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」を一部改正(17年12月27日、18年8月11日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表(18年7月5日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を公表(18年9月8日) ・「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の施行(18年12月26日)
<p>◇ 金融市場の国際的地位の向上に向けた取組み</p>	
<p>証券取引における約定から決済までの時間の短縮等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行(～21年6月)に向けた関係政令・命令の改正について、引き続き整備中(17年4月～) ・一般債振替制度開始(18年1月10日) ・投資信託振替制度開始(19年1月4日)
<p>わが国市場をアジアの金融拠点にするための方策についての関係者との共同研究等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「アジア金融資本市場とわが国市場の発展に関する共同研究懇談会」論点整理の公表(18年6月30日) ・我が国の金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力向上について、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において議論を開始(平成19年1月30日)
<p>◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加</p>	
<p>会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EU市場において日本企業が日本の会計基準で資金調達ができるようEU関係者に働きかけ(17年9月23日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との間でコンバージェンス(収斂)の加速化に関する会合を開催(18年3月2日、18年10月2日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)と米国財務会計基準審議会(FASB)との定期協議会の開催(18年5月19日、18年11月8日) ・企業会計審議会企画調整部会が「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表(18年7月31日) ・企業会計基準委員会(ASBJ)が「EUの同等性評価を視野に入れたプロジェクト計画表」を公表(18年10月12日) ・「日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合(第1回)」開催(18年11月27日)

検討項目	実施内容
国際的な金融商品・サービスの取引ルール等の策定への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ・保険監督者国際機構（IAIS）が「保険会社のソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」（17年10月21日）、「同指針（その2）」を公表（19年2月14日） ・国際証券監督者機構（IOSCO）が「集団投資スキームのガバナンスに係る調査（パート1）」を公表（18年5月）及び「取引所改革に伴う規制上の課題」を公表（18年11月） ・IOSCOの多国間MOUへの署名のための申請を提出（18年5月22日） ・ジョイント・フォーラムが「業務継続のための基本原則」を公表（18年8月29日） ・バーゼル銀行監督委員会が「バーゼル・コア・プリンシプル」及び「コア・プリンシプル・メソドロジー」の改定版を公表（18年10月5日）
国際的な金融コングロマリットに対する適正な規制、検査・監督の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・母国監督当局と随時に意見交換を行う等、引き続き当局間で緊密に連携（17年4月～） ・「金融コングロマリット監督指針」の策定（17年6月24日） ・検査・監督連携会議の開催（17年8月30日、18年9月8日） ・コングロマリット室の府令室への格上げ及び専任職員の配置を実施（18年7月1日）
海外監督当局との連携強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・トップレベルでの金融監督当局間の対話を実施（17年3月～19年1月）（米、英、仏、独、中国、韓国、香港、シンガポール、ベトナム、ドバイ） ・日英金融監督者協議の開催（17年4月、18年5月） ・日米ハイレベル証券市場対話の実施（17年6月、18年6月） ・総務企画局に国際担当審議官を設置（17年7月1日） ・国際監督業務担当職員を増員（18年7月1日） ・監督局において、国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について海外当局と意見交換を随時実施 <p>【海外監督当局等に対する情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の発動等に際し、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施（17年4月～）
経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取組み等、アジアにおける対話の促進	<p>【EPA締結交渉への取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイとの間でEPAについて大筋合意（17年9月1日） ・マレーシアとの間でEPAを締結（署名）（17年12月13日） ・フィリピンとの間でEPAを締結（署名）（18年9月9日） ・チリとの間でEPAについて大筋合意（18年9月22日） ・湾岸協力機構諸国（GCC）との間のEPA交渉に参加（18年9月、19年1月） ・インドネシアとの間でEPAについて大筋合意（18年11月28日） ・ブルネイとの間でEPAについて大筋合意（18年12月21日） ・シンガポールとの間でEPA改正について大筋合意（19年1月18日） <p>【アジア各国との二国間協議等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中金融監督者間の政策対話の実施・対話の定期化（17年5月、18年11月～12月） ・アジアの各国当局者へのセミナーの実施（17年6月～19年3月） ・日シンガポール金融サービス合同委員会の開催（17年11月22日） ・日韓金融協議の開催（17年12月2日、18年12月13日） ・日中韓金融監督協力セミナーの実施（18年3月28日、19年3月22日）
WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加	<ul style="list-style-type: none"> ・WTO金融サービス委・各国との二国間協議等を通じた自由化交渉の実施（17年6月、17年9月、18年2月、18年3月～4月、18年5月、18年7月）

検討項目	実施内容
Ⅱ. 地域経済への貢献 ◇ 地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化	
現行の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの総括」の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・「『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について」の公表(17年6月29日) ・集中改善期間(15～16年度)における地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催(17年11月～18年2月)
新たなアクションプログラムを踏まえ、各金融機関に対し、①事業再生や中小企業金融の円滑化、②経営力の強化、③地域の利用者の利便性向上、を図るための地域の特性等を踏まえた個性的な計画の策定を要請。また、これを自主的な経営判断と情報開示等による規律の下、「選択と集中」により推進するよう要請	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の策定・公表(17年3月29日) ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、事業再生に向けた積極的な取組みのため、再生支援実績に関する情報開示の拡充や、再生ノウハウ共有化の一層の推進、金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用等を要請したほか、中小企業の資金調達手法の多様化のため、ノンリコースローンやプロジェクトファイナンス等の融資手法への取組み、等を要請 ・整理回収機構(RCC)において、再生機能の見直し及び保有債権の流動化についての考え方を公表(17年4月6日)
中小企業金融の実態に関するデータ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業金融データリンク集」を金融庁ホームページに掲載(17年6月29日) ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表(17年10月26日)
再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「私的整理に関するガイドライン研究会」が、「私的整理に関するガイドライン」を改正(17年11月4日)
中小企業等の集中的再生に向けた整理回収機構(RCC)の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進、事業再生ファンドの一層の活用、DDSの適正な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)』の進捗状況について」の公表(18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日) ・重点強化期間の1年目(17年度)における地域金融機関の特色ある取組み等に関するシンポジウムを財務局において開催(18年10月～12月)
金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用	
シンジケートローンの活用等による再生企業に対するエグジット・ファイナンスの拡充、事業再生に取り組む企業へ真に役立つDIPファイナンスの推進	
ノンリコースローン、プロジェクトファイナンス等の融資手法への取組みの促進	
◇ 中小・地域金融機関の経営力強化	
バーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	<ul style="list-style-type: none"> ・内部格付手法(信用リスク)の採用希望行に対するオンサイト・ヒアリングの実施(17年10月～18年5月) ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正(統合的リスク管理等)(18年3月31日) ・内部格付手法等の予備計算を実施(18年3月期、9月期) ・粗利益配分手法(オペレーショナル・リスク)に係るセルフ・アセスメント・アンケートの実施(18年6月、18年12月) ・バーゼルⅡに対応した金融検査マニュアルの改訂(18年12月26日) ・基礎的内部格付手法の採用を承認(19年3月28日) ・粗利益配分手法の採用を承認(19年3月28日)
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定(銀行業への新規参入の取扱いの明確化)(17年10月28日)
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)」の策定・公表(17年3月29日) ・同プログラムにおいて、地域金融機関に対し、地域の利用者の利便性向上のため、地域貢献等に関する情報開示や充実した分かりやすい情報開示の推進等を要請 ・「地域密着型金融推進計画の概要について」の公表(17年10月26日) ・「『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17～18年度)』の進捗状況について」の公表(18年1月31日、18年7月4日、18年12月21日)

検討項目	実施内容
Ⅲ. 信頼される金融行政の確立 ◇ 金融行政の透明性・予測可能性の向上	
金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立 (行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む)、内外無差別原則の確認	【金融庁の行動規範 (code of conduct) の確立】 ・金融庁職員の行動規範の改正 (17年4月1日) ・「金融検査に関する基本指針」の公表 (17年7月1日) ・「証券検査に関する基本指針」の公表・改正 (17年7月14日、18年7月3日) ・「金融監督の原則と監督部局職員の心得 (行動規範)」の公表 (17年9月2日) 【各種監督指針の中で行政処分手続きにおける意見交換制度を導入】 ・「金融コングロマリット監督指針」の策定 (17年6月24日) ・「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」の策定 (17年6月24日) ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正 (17年7月15日) ・「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改正 (17年7月15日) ・「証券会社向けの総合的な監督指針」の策定 (17年7月15日) ・「保険会社向けの総合的な監督指針」の策定 (17年8月12日) ・「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定 (17年10月28日)
検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	・各業界団体との意見交換会において、随時、検査を踏まえた留意事項を金融機関にフィードバック (17年4月～) ・「金融検査指摘事例集」の公表 (17年7月27日、18年7月5日) ・「意見申出事例集」の公表 (17年7月27日、18年7月5日)
ノーアクションレター制度の活用促進、外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表	【ノーアクションレター制度の強化】 ・ノーアクションレター制度におけるアンケート結果の公表 (17年10月7日) ・上記結果を踏まえ、「金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則」を改正 (17年10月7日) 【一般的な法令解釈についての公表】 ・「一般的な法令解釈にかかる書面照会手続き」の導入 (17年4月1日) ・「法令解釈事例集」を策定し、同事例集を金融庁ホームページに掲載 (17年11月9日)
金融機関破綻事例等の検証と今後の金融行政へのフィードバック	・「金融機関の破綻事例に関する調査」の公表 (19年3月30日)
金融庁コンプライアンス対応室の積極的活用による外部から見た透明性・客観性の確保	・公益通報者保護法の施行 (18年4月1日) を機に、金融庁訓令において法令等遵守調査室の機能を明確化 (法律の専門家による独立した調査に基づく是正措置等の勧告・提言及び公益通報者保護法に基づく公益通報の受付・審査等) (18年3月31日) ・上記の勧告・提言のフォローアップ等を着実に実施するため、長官を委員長とする法令等遵守委員会を設置 (18年3月31日) ・上記の公益通報を公益通報者保護法に基づく公益通報として受理するか否かを判断する外部労働者通報保護委員会を設置 (18年3月31日)
財務局も活用した政策広報の充実	・各財務 (支) 局において、金融行政アドバイザーを委嘱 (17年9月14日) し、広報・広聴活動を実施 ・各財務 (支) 局の金融行政アドバイザー代表者と金融庁幹部との意見交換会を実施 (18年2月23日、19年1月18日) ・各財務 (支) 局の金融行政アドバイザーによる金融行政等に関する意見の概要等を公表 (18年4月26日、19年1月29日)

検討項目	実施内容
◇ 行政の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上	<p>【主要業務・システム最適化計画に即した対応の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要業務・システムの見直し方針の策定(17年6月29日) ・主要業務・システムの見直し方針を踏まえ、主要業務・システムの最適化計画を策定(18年3月28日) ・金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画に基づく次期システムの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定(18年度) ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画に基づく次期システムの設計・開発(18年度) ・金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画に基づく次期ネットワークの構築に向けた仕様書(要件定義)の策定等(18年度) <p>【EDINETの高度化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画に基づき、20年4月のXBRL導入及び新システム稼動に向けシステムの再構築を進めるとともに、EDINETの高度化に関する協議会実務者検討会において実務面の検討を実施(18年度)
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上(続)	<p>【電子申請・届出の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請・届出手続の利用促進策として、広報誌への利用案内の掲載、リーフレットの配布等の周知活動の実施(17年10月～11月、18年11月～12月) <p>【CIO補佐官の役割強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム調達において、CIO補佐官が調達内容を検証するなど、積極的に関与(17年5月～)
金融機関の経営実態に的確に対応し、監督当局と被検査金融機関の双方にとって効率的な検査のあり方の検討	<p>【検査の効率化の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査に関する基本指針」の策定(17年7月1日) ・「検査基本方針及び検査基本計画」の策定(17年7月8日、18年7月27日) ・上記を踏まえ、金融機関の内部監査機能の活用のほか、資料提出における電子媒体の活用等を促進
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し(調査・研究機能の活用等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金制度の導入に対応するため、審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室等を設置(17年4月1日) ・総務企画局審議官(国際担当)の設置(17年7月1日) ・総務企画局に企業開示課の設置(17年7月1日) ・官房機能・研究機能等の見直しのため、総務企画局内の所掌事務を再編(17年7月1日) ・総務企画局に市場業務担当参事官及び企業開示業務担当参事官を設置(18年7月1日) ・証券取引等監視委員会の体制を2課3室体制から5課1官体制へ再編(18年7月1日) ・監督局にコングロマリット室を設置(18年7月1日) ・検査局に評定審査官を設置(18年7月1日)
金融当局の人材強化に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁人材強化プログラム」の公表(17年9月2日) ・検査官教育のためのe-ラーニングコンテンツ作成等経費の確保(18年度予算成立)(18年3月27日) ・金融実務経験者や法律・会計の民間専門家等の人材を確保(18年4月～) ・市場監視機能強化に対応するため、「市場行政・監視課程」を新設し、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系を再構築(市場監視・監督基礎研修、証券検査実践研修、市場行政法令適用研修など)(18年4月～) ・人材強化プログラムへ対応するため、金融実務に関する専門的な研修の受講機会などを拡充(金融関連法研修、デリバティブ研修など)(18年4月～) ・人事院の経験者採用システムを利用した試験による司法試験合格者の採用(18年12月1日) ・通信研修のコース拡充(不動産鑑定士コース)(18年10月～)
国民の金融商品・サービスに対する満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関についての「利用者満足度アンケート」の結果の公表(18年4月7日、19年3月22日)